

【件名】海外在留邦人の一時帰国時の新型コロナ・ワクチン接種事業（接種可能時間帯、接種までの流れ等の決定）（COVID-19 関連）

【ポイント】

● 6月25日及び7月14日に領事メールでお知らせしました「海外在留邦人等の一時帰国時のワクチン接種」について、接種可能な時間帯や接種までの流れ等が決定しましたので、お知らせいたします。

【本文】

6月25日及び7月14日に領事メールでお知らせしました「海外在留邦人等の一時帰国時のワクチン接種」について、接種可能な時間帯や接種までの流れ等が決定しましたので、お知らせいたします。

1 接種が可能な場所及び時間帯

- (1) 接種場所：羽田空港及び成田空港の特設会場
- (2) 接種可能時間：毎日（祝日・休日を含む）：10時～13時、14時～17時
- (3) 帰国後速やかに接種されたい方の予約可能な時間帯（豪州からの帰国者の場合）
午前の到着便：当日の午後以降
午後の到着便：翌日以降

※ 現在、本邦の空港到着後の水際措置が強化されており、検疫の通過に4～5時間を要するため、接種のタイミングは上記のとおりとなります。

※ 接種の予約は、到着から5時間後以降の時間帯について受け付けます。

※ 午後に到着し、翌日等に接種を希望される方は、自宅等での14日間の待機期間中であっても、日程等のやむを得ない事情があり、公共交通機関の不利用、マスクの着用、手指消毒の徹底、「3密（密閉・密集・密接）」の回避、目的地以外への移動は行わない等のルールを遵守する場合、接種会場に来訪し、接種を受けることが認められます。

2 接種の流れ

豪州は、現時点で変異株指定国・地域に指定されていないため、下記リンク先に掲載されている「国別接種パターン」の「変異株指定国・地域以外からの入国者」に該当しますのでリンク先をご確認ください。

○国別接種パターン：<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf/kunibetsu.pdf>

3 帰国後自宅等での14日間の待機をすでに終えた方

今回の枠組みでの接種を希望される方は、予約ページにて接種の予約を行った上で、接種会場にお越しください。

4 本事業での接種を希望される方は、特設サイトを通じて事前の予約をお願いします。

○特設サイトリンク先：<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

5 なお、豪州政府は、原則として永住者の海外渡航を禁止し、外国人の入国を禁止しています。本件事業に申し込むことを以て、この措置の例外とはなりませんので、ご注意ください。

【参考】

6月25日付領事メール：<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100204979.pdf>

7月14日付領事メール：<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100212551.pdf>

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244 (代表)

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html